

山口県報

平成29年
7月11日
(火曜日)

目次

○条例

山口県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例……………一

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………一

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………三

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………四

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………一

山口県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

山口県条例第二十三号

山口県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

山口県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第四十四条の六第一項」を「第四十四条の五第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十条第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に、「職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

36 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第二十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

「ロ 雇用保険法第二十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項とする。

に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第四項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の条例第十条第十項（第二号に係る部分に限り、改正後の条例附則第三十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）（以下「改正後の職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後の職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十條第十一項（第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十條第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十五号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「のいずれかに掲げる者」を「に掲げる者のいずれか」に、「においては」を「には」に改める。

第二十七条の二第一号イ及び同条第二号イ中「においては」を「には」に改める。

第二十七条の三第一項中「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第五十四条第二項中「においては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度」を「程度その他施行規則で定める事項」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分）のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区

分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第五十四条の二の見出しを削り、同条の前面に見出しとして「（不動産取得税の課税標準の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条の三 次に掲げる家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外に供されていないものに限る。）

二 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外に供されていないものに限る。）

三 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外に供されていないものに限る。）

第六十二条の二中「第七十三条の二第七項」を「第七十三条の二第八項」に改める。

第二百二十七条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第五条の四の二第二項第二号中「によつて」を「により」に改める。

附則第九条の四の二第二項を次のように改める。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第九条の四の四において同じ。）を受けるものの取得（附則第九条の四の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項

の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。附則第九条の四の四において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。以下この条及び附則第九条の四の四第一項第三号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条及び附則第九条の四の四において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第九条の四の四第一項第二号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項第四号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第九条の四の四において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条から附則第九条の四の五までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この項及び附則第九条の四の四第一項第五号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第九条の四の四において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第九条の四の四第一項第六号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項第六号イ(1)において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項第六号イ(2)において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条の四の二第三項及び第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号中

「(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第九条の四の四第一項第六号において同じ。)」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第九条の四の二第五項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)を次のように改める。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第九条の四の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第九条の四の二第二項」を「附則第九条の四の二第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条の四の四第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第九条の四の二第二項二号に掲げる石油ガス自動車

附則第九条の四の四第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項二号イ(3)「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改める。

附則第十七条の三の二第二項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十四条の二の次に一条を加える改正規定及び次項の規定 公布の日

二 第二十七条の二、第二十七条の三及び附則第五条の四の二の改正規定 平成三十年一月一日

三 第二十六条、第二百二十七条及び附則第十七条の三の二の改正規定 平成三十一年一月一日

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)(第五十四条の三の規定は、前項一号に掲げる改正規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第五十四条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。))とされた附属の建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。))を有するものを除く。)(の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。))のこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された改正前の山口県税賦課徴収条例第五十四条第四項の一棟の建物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。))の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。))の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除

く。)の専有部分等の施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)

4 改正後の条例附則第九条の四の二及び第九条の四の四の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業(過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第十条各号に掲げる業務に係る事業をいう。)」を「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第三十条に規定する農林水産物等販売業」に改める。

第二条第一号中「(平成十二年法律第十五号)」を削る。

第五条第三号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十八号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表山口県立豊北高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関北高等学校	下 関 市
-------------	-------

附 則

この条例は、平成二十九年十一月一日から施行する。

平成二十九年七月十一日印刷
発行

発行人

山口県知事